

## 大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業環境影響評価方法書に関する市長意見

本事業について、別添の大阪市環境影響評価専門委員会の報告書の内容を踏まえて検討し、事業者が考慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。

環境影響評価の実施にあたっては、次に掲げる事項並びに同報告書の趣旨に十分配慮して実施されたい。

### 記

#### [全般的事項]

- 1 現状でも交通量の多い地域であることから、準備書において予測・評価する際には、交通量及び駐車場規模設定の概略（フロー図）を示すとともに、歩行者ルート、自動車発生交通量や走行ルート別の交通量を示すこと。
- 2 工事計画は予測の前提であるので、準備書において予測・評価する際には夜間工事に対する考え方も含めその詳細を示したうえで行うこと。

#### [大気質]

- 1 施設の供用による影響について二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測を行わない場合は、発生源からのそれらの総排出量並びに排出源位置を示すなど、その根拠を準備書に記載すること。
- 2 工事中の建設機械の稼働及び工事関係車両の走行による粉じん等の飛散防止対策についても準備書に記載すること。
- 3 施設の供用及び工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、可能な限り将来の土地利用状況も考慮し、住居地等の配置を明らかにしたうえで適切に設定すること。
- 4 施設の利用及び工事の実施による影響の予測の際には、事業計画地の周辺で行われる予定の事業による影響についても可能な限り反映するよう努めること。

#### [騒音、振動、低周波音]

- 1 施設の供用に伴う騒音・低周波音について、事業計画地周辺の病院・住居等の予測地点では、高さ方向の予測を行い、その結果について準備書に記載すること。
- 2 建設機械の稼働に伴う騒音について、工事計画地に隣接している病院・住居等の存在を踏まえ、工事の特性を考慮した予測・評価を行うこと。

〔廃棄物・残土〕

- 1 廃棄物の予測にあたっては、再生利用等の方策を明らかにするとともにその効果を量的に示すこと。
- 2 評価にあたっては、最新の法令及び既存の法令の見直し等を踏まえたうえでリサイクル率等の目標を設定し、適切に行うこと。
- 3 建設工事段階で掘削・搬出する予定の残土の適正処理のために、残土の調査結果並びにその結果から明らかになった残土の性状ごとの発生量に加え、リサイクルを含めた処理方法ごとの量についても、準備書に記載すること。
- 4 A・B両地区を繋ぐ地下車路の建設から発生する掘削残土についても、建設工事段階で掘削・搬出する予定の残土について実施する調査と同等の調査を行い、適正なりサイクル・処分を行うこと。

〔地球環境〕

- 1 温室効果ガスの抑制方策を明確にするために最新の工学的技術手法の導入と自然エネルギーの利用等について検討のうえ、それらに関する定量的な予測・評価を行い、その結果を準備書に記載すること。
- 2 大阪の再生をリードする拠点となる施設であることを念頭に置き、最新の政策を踏まえて予測・評価を行うこと。

〔気象（風害を含む）〕

施設の存在による影響の予測の際には、事業計画地の周辺で行われる予定の事業についても可能な限り反映するよう努めること。

〔景観〕

現地調査地点については、シンボル軸沿いの景観を確認するため計画地西側の近景の眺望可能な地点も選定すること。